



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 17 紀北地域森林計画の樹立 (林業振興課)..... 1
- 18 紀中地域森林計画の変更 (")..... 1
- 19 紀南地域森林計画の変更 (")..... 1

○ 選挙管理委員会告示

- 1 政治団体の届出事項の異動の届出 2
- 2 政治団体の設立の届出 2

○ 公告

- 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定 (県民生活課)..... 2
- 加太港加太緑地の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)..... 3
- 日置港-2.5m物揚場及び小型船泊地の指定管理者の指定 (")..... 3
- 宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者の指定 (")..... 3

告 示

和歌山県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき紀北地域森林計画をたてたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年1月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
宇野博治後援会	代表者	上野山雅晴	宇野芳明	平成 23. 11. 21	政治団体	
	会計責任者	宇野洋子	上野山雅晴			
浜口元司後援会	会計責任者	浜口美智代	北野謙吾	平成 23. 11. 28	政治団体	
民主党和歌山県第 2区総支部	会計責任者	池田清吾	中村嘉一	平成 23. 12. 15	政党	
なおと会	会計責任者	池田清吾	中村嘉一	平成 23. 12. 15	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年1月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
久保喜一サポーターズクラブ	久保喜一	貴志真弓	日高郡美浜町和田2975-1	平成 23. 11. 25

公 告

公 告

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第8条の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター
和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、加太港加太緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 和歌山市
和歌山県和歌山市七番丁23番地
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日置港-2.5m物揚場及び小型船舶泊地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 白浜町
和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 利用料金額の設定

港湾施設	区 分	設 定 利 用 料 金
係留施設	小型船舶係留施設（浮棧橋を除く。）	船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1年につき1,000円（月額換算84円）

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 那智勝浦町
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで